



KOYO 光陽国際特許事務所
光陽国際特許法律事務所

光陽通信

発行月：2026 年 1 月

午
2026

明けまして
おめでとうござい
ます



KOYO INTERNATIONAL PATENT FIRM



ごあいさつ



お客様のご発展に役立つこと、それが私たちの使命です。知的財産権の分野においては、国際的重要度が増し、出願書類の質、納期、サービスにおいて、益々高いものが要請されるようになり、その要請に応えられるよう、日々、精進しております。

この度、第36号として、冬号を発行致しました。常日頃より弊所をご愛顧頂いているお客様には、日々の感謝を申し上げますとともに、知財業務のお役に立つ情報となれば幸いです。

また、新たに特許事務所をお探しのお客様には、これを機会に弊所をより深く知って頂き、是非弊所をご検討・ご用命くださいますようお願い申し上げます。

2026 年 冬号 目次

● ごあいさつ	p1
● 判決に学ぶ	p2
● 海外の特許事情	p3
● 料理名は商標法により保護される商標になるか	p4
● 「除くクレーム」とする補正について	p5
● バンドスコアの模倣性について	p6
● 事務所の概要	p7
● 銀座界限「てくてくグルメ」	p8



－阻害要因について（その１）－

第１ 初めに

特許法２９条２項は、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者（当業者）が先行技術に基づいて容易に発明をすることができたときは、その発明について、特許を受けることができないことを規定している。すなわち、その発明は進歩性を有していない発明とされて拒絶される。

この進歩性の有無を判断するにあたり、先行技術の副引用発明を主引用発明に適用することを妨げる事情がある場合、それを「阻害要因」と呼び、進歩性が肯定されることもある。

そこで、今回は、進歩性の判断における「阻害要因」について、審査基準における取扱いを示し、次いで、いくつかの裁判例（判決例）を参照しながら検討したい。

第２ 審査基準での取扱い

(1) 副引用発明を主引用発明に適用することを阻害する事情があることは、論理付けを妨げる要因（阻害要因）として、進歩性が肯定される方向に働く要素となる。ただし、阻害要因を考慮したとしても、当業者が請求項に係る発明に容易に想到できたことが、十分に論理付けられた場合は、請求項に係る発明の進歩性は否定される。

阻害要因の例としては、副引用発明が以下のようなものであることが挙げられる。

- (i) 主引用発明に適用されると、主引用発明がその目的に反するものとなるような副引用発明
 - (ii) 主引用発明に適用されると、主引用発明が機能しなくなる副引用発明
 - (iii) 主引用発明がその適用を排斥しており、採用することがあり得ないと考えられる副引用発明
 - (iv) 副引用発明を示す刊行物等に副引用発明と他の実施例とが記載又は掲載され、主引用発明が達成しようとする課題に関して、作用効果が他の実施例より劣る例として副引用発明が記載又は掲載されており、当業者が通常は適用を考えない副引用発明
- (2) 刊行物等の中に、請求項に係る発明に容易に想到することを妨げるほどの記載があれば、そのような刊行物等に記載された発明は、引用発明としての適格性を欠く。したがって、主引用発明又は副引用発明がそのようなものであることは、論理付けを妨げる阻害要因になる。しかし、一見論理付けを妨げるような記載があっても、進歩性が否定される方向に働く要素に係る事情が十分に存在し、論理付けが可能な場合には、そのような刊行物等に記載された発明も、引用発明としての適格性を有している。

第３ 阻害要因有りとなされた裁判例１

知財高判平成２５年（行ケ）第１０２３４号の概要

(1) 事案の概要

発明の名称「基板製品を製造する方法」とする特許出願（特願２００３－５８８００４号）の拒絶査定不服審判不成立審決（不服２０１１－１５３７９号事件）に対する審決取消訴訟である。

(2) 特許請求の範囲の記載

平成２５年２月２０日付け手続補正後の特許請求の範囲の請求項１の記載は、以下のとおりである。

【請求項１】

基板製品を製造する方法であって、
基板を提供するステップと、
該基板の表面にカーボンナノチューブの懸濁液を塗布し、前記基板の表面にカーボンナノチューブ層を形成するステップであって、該カーボンナノチューブ層は複数のカーボンナノチューブ相互が絡み合う不織布状態であり、且つ、該カーボンナノチューブ層は実質的に無定形炭素を含まない、ステップと、
前記カーボンナノチューブの不織布状態から実質的に全ての溶剤を除去するステップと、
所定のパターンに従って前記カーボンナノチューブ層の一部を選択的に除去し、製品を製造するステップと、を含むことを特徴とする方法。」

(3) 審決の理由の要旨

(1) 本願発明は、刊行物１（特開２００１－１３０９０４号公報）に記載された発明（刊行物１発明）、並びに刊行物２（国際公開０２／２７８４４号公報）に記載された発明（刊行物２発明）及び刊行物３（特開平１０－１４９７６０号公報）に記載された発明（刊行物３発明）に基づいて、当業者が容易に発明することができたというものである。

(2) 審決が認定した刊行物１発明の内容、本願発明と刊行物１発明の相違点１は、以下のとおりである。

ア 刊行物１発明の内容

「基板上にパターン形成されたカーボンナノチューブ薄膜を形成する方法であって、

基板を準備する工程と、

基板上にパターン形成材料からなるパターンを形成する工程と、

基板上に、カーボンナノチューブの懸濁液をスプレー塗布し、溶媒を蒸発させることにより、カーボンナノチューブを堆積させる工程と、

非パターン形成領域上に位置するカーボンナノチューブを除去する工程と、を含む方法。」

イ 相違点１

「カーボンナノチューブ層のパターニングを、本願発明においては、基板上にカーボンナノチューブを形成した後に、「所定のパターンに従って前記カーボンナノチューブ層の一部を選択的に除去し」て行うのに対し、刊行物１発明においては、「基板上にパターン形成材料からなるパターンを形成する工程」及び「非パターン形成領域上に位置するカーボンナノチューブを除去する工程」によって行う点。」

(4) 原告の主張

(原告主張の取消事由２：相違点の判断の誤り)

相違点１について：

審決は、刊行物１発明におけるカーボンナノチューブ層のパターニング方法を刊行物３発明における「カーボンナノチューブ層の形成後にカーボンナノチューブ層をリソグラフィ技術でパターニングするという方法」に変更して、相違点１に係る本願発明の構成とすることは、当業者が容易に想到し得ることである旨判断した。

しかし、刊行物１発明の「基板上にパターン形成材料からなるパターンを形成する工程」及び「非パターン形成領域上に位置するカーボンナノチューブを除去する工程」を、刊行物３発明の「カーボンナノチューブ層の形成後にカーボンナノチューブ層をリソグラフィ技術でパターニングするという方法」に置き換えること、固着性のカーボンナノチューブ層が形成されなくなり、固着性のパターン形成されたカーボンナノチューブ薄膜の作製という刊行物１発明の目的を実現することができなくなるから、刊行物１発明と刊行物３発明の組合せにも、阻害要因が存在する。

したがって、刊行物１発明に刊行物３発明を適用することはできず、当業者は、本願発明の相違点１に係る構成を容易に想到することができたということではできない。

(5) 被告の反論

相違点１に対して：

刊行物１発明では、カーボンナノチューブとパターン形成材料との固着は、パターン形成材料として、加熱されることによってカーボンナノチューブを固着することができる材料を選択することによって実現している。

また、刊行物３発明についても、刊行物１発明と同様に金属層の上にカーボンナノチューブ層を形成するところ、カーボンナノチューブを「塗布」のみならず、「圧着」や「埋込み」等の方法で基板上に供給するものであって、基板とカーボンナノチューブとの固着性を考慮するものであるし、刊行物３発明の「カーボンナノチューブ層の形成した後にパターニングする方法」であっても、基板の材料として刊行物１発明のパターン形成材料を用いたり、カーボンナノチューブ層の形成に先だって基板の表面に同材料の層を形成したりして、刊行物１発明と同様の手法でカーボンナノチューブの固着性を確保することも十分可能である。そうすると、刊行物１発明においても、刊行物３発明においても基板表面の状態やナノチューブとの接触状態を選択すること等により基板とカーボンナノチューブとの固着性を確保する必要性は認識されており、具体的な固着強度は当業者が適宜に設定する設計の事項であるというべきである。

したがって、刊行物１発明において、カーボンナノチューブ層のパターニング方法を刊行物３発明の「カーボンナノチューブ層の形成後にカーボンナノチューブ層をリソグラフィ技術でパターニングするという方法」に変更しても、刊行物１という「固着性」は担保し得るものであって、刊行物１発明に刊行物３発明を適用することについて、阻害要因はない。

(6) 裁判所の判断

当裁判所は、原告の取消事由２には理由があり、審決にはこれを取り消すべき違法があるものと判断する。その理由の概要は以下のとおりである。

相違点１について：

審決は、刊行物１発明におけるカーボンナノチューブ層のパターニング方法を刊行物３発明における「カーボンナノチューブ層の形成後にカーボンナノチューブ層をリソグラフィ技術でパターニングするという方法」に変更して、相違点１に係る本願発明の構成とすることは、当業者が容易に想到し得ることである旨判断した。

しかし、刊行物１発明は、「ナノチューブ薄膜は固着性が悪く、接触や空気の流れ（たとえば空気掃除機）により容易に除かれるほどである。」（【０００３】）ため、「適切な固着性を有し、より有用で堅固なデバイス構造の形成を可能にするより便利で、融通のきく方法」（【０００５】）を開発することを課題とし、これを実現するため、パターン形成材料にカーボン分解材料、カーバイド形成材料、低融点金属などを用いてパターン形成し、これにナノチューブを堆積させた上でアニールすることによって、カーボン分解、カーバイド形成又は溶融を誘発させて、固着性（「ASTMテーブ試験D3359-97で、2A又は2Bスケールを十分越える固着強度を指す。」（【０００６】【００１３】））を確保するものである。

したがって、固着性の確保は刊行物１発明の必須の課題であって、刊行物１発明におけるパターニングの方法については、刊行物１発明と同程度の固着性を確保できなければ、他のパターニングの方法に置き換えることはできないというべきである。そして、刊行物３発明のパターニング方法におけるカーボンナノチューブの固着性についてみると、刊行物３発明は、「カーボンナノチューブを塗布、圧着、埋込み等の方法で合成樹脂製の支持基板１２上に供給する」と記載しているのみであって、固着性について特段の配慮はされておらず、カーボンナノチューブ層が支持基板１２に対して、いかなる程度の固着強度を有するかも不明である。

よって、刊行物１発明に刊行物３発明を適用することには阻害要因があるから、刊行物１発明に刊行物３発明を適用して相違点１に係る本願発明の構成とすることを当業者が容易に想到し得るとした審決の判断には誤りがある。

第４ 阻害要因有りとなされた裁判例２

知財高判平成２９年（行ケ）第１０１２０号（甲事件）、

知財高判平成２９年（行ケ）第１０１１９号（乙事件）の概要

(1) 事案の概要

発明の名称「空気入りタイヤ」の特許第５４３５１７５号について、特許無効審判請求がされたところ、特許庁は、請求項１及び３に係る発明についての特許を無効とし、請求項４ないし７に係る発明についての特許無効審判請求を不成立とする旨の審決をした。本件は、特許権者が、審決のうち請求項１及び３に係る部分の、無効審判請求人が、審決のうち請求項４ないし７に係る部分の、各取消しを求めた事案である。

なお、以下においては、審決のうち請求項１及び３に係る部分の取消しを求めた点に絞っている。

(2) 特許請求の範囲の記載

訂正後の請求項１及び３の記載は、次のとおりである。

【請求項１】

トレッド部に溝が設けられている空気入りタイヤであって、前記空気入りタイヤの総幅SWと外径ODとの比であるSW/ODが、

$$SW/OD \leq 0.3$$

を満たし、

ISO4000-1:2001に準拠する規定リム幅と前記空気入りタイヤの内径に適合したリム径とを有するリムに

前記空気入りタイヤをリム組みし、 230 kPa で内圧を充填し、かつ前記空気入りタイヤの負荷能力の 80% に相当する荷重をかけて平面に接地させたときの接地面の領域を接地領域とした場合、

前記トレッド部の接地領域において、接地面積に対する溝面積比率を GR とし、接地幅を W とし、タイヤ赤道面を中心として接地幅 W の 50% の幅を有する領域をセンター領域 A とし、前記センター領域 A での溝面積比率を GCR とし、前記センター領域 A よりもタイヤ幅方向外側の接地領域をショルダー領域 A とし、前記ショルダー領域 A での溝面積比率を GSR とした場合に、

前記トレッド部の接地領域は、
$$10 [\%] \leq GR \leq 25 [\%]$$
$$0 < GSR / GCR \leq 0.6$$

を満たして形成されており、

前記センター領域 A においてタイヤ周方向に延びる周方向溝を少なくとも2本備えるとともに、前記周方向溝に挟まれタイヤ周方向に連なる陸部を少なくとも1つ備えることを特徴とする、空気入りタイヤ。

【請求項3】

前記ショルダー領域に位置する接地幅端部からタイヤ赤道線へ向かって延びる横溝が、前記トレッド部の接地領域内に少なくとも2本設けられ、

前記横溝同士の間隔 A は、接地長 L との比で、
$$0.2 < A / L \leq 0.5$$

であることを特徴とする、

請求項1に記載の空気入りタイヤ。

(3) 本件審決の理由の要旨

(1) 本件訂正を認めた上、本件発明1及び3（請求項1及び3に係る発明）は、引用例（特開2011-207283号公報）に記載された発明（引用発明）及び甲4（特開昭62-152906号公報）に記載された技術的事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものである、というものである。

(2) 本件発明1と引用発明との相違点

a 相違点1

本件発明1において、「 $ISO4000-1:2001$ に準拠する規定リム幅と前記空気入りタイヤの内径に適合したリム径とを有するリムに前記空気入りタイヤをリム組みし、 230 kPa で内圧を充填し、かつ前記空気入りタイヤの負荷能力の 80% に相当する荷重をかけて平面に接地させたときの接地面の領域を接地領域とした場合、

前記トレッド部の接地領域において、接地面積に対する溝面積比率を GR とし、接地幅を W とし、タイヤ赤道面を中心として接地幅 W の 50% の幅を有する領域をセンター領域 A とし、前記センター領域 A での溝面積比率を GCR とし、前記センター領域 A よりもタイヤ幅方向外側の接地領域をショルダー領域 A とし、前記ショルダー領域 A での溝面積比率を GSR とした場合に、

前記トレッド部の接地領域は、
$$10 [\%] \leq GR \leq 25 [\%]$$
$$0 < GSR / GCR \leq 0.6$$

を満たして形成されている」のに対し、引用発明においてはそのような特定がなされていない点。

b 相違点2

「タイヤ周方向に延びる周方向溝を少なくとも2本備える」箇所に関し、本件発明1において、「前記センター領域 A において」というものであるのに対し、引用発明においてはそのような特定がなされていない点。

(3) 甲4記載の技術的事項

タイヤ路面の幅方向（タイヤ径方向） FF' のセンター部におけるトレッド路面幅 T の 50% 以内の領域 W の全溝面積比率を「センター部の溝面積比率」、残りの領域の全溝面積比率を「残りの領域の溝面積比率」とすると、

$0.25 \leq$ （残りの領域の溝面積比率）／（センター部の溝面積比率） ≤ 0.50
（以下「甲4技術」という。）。

(4) 当事者の主張

・取消事由1（本件発明1の進歩性に係る判断の誤り）（被告主張）

本件審決は、甲4記載の技術的事項を誤認した結果、相違点1及び2の容易想到性について、誤った判断に至ったものである。

(1) 甲4記載の技術的事項

甲4に依拠して理解すれば、甲4には、「センター領域を含めた全ての領域が溝により複数のブロックに区画されたブロックパターンについて、①全溝面積比率を 25% とし、かつ、前記領域（タイヤ路面の幅方向（タイヤ径方向） FF' のセンター部におけるトレッド路面幅 T の 50% 以内の領域）の全溝面積比率を残りの領域の全溝面積比率の3倍となし、

②前記ストレート溝と前記副溝とにより区画されたブロックに独立カーフをタイヤ幅方向に形成し、③前記ブロックの各辺と前記カーフの各辺のタイヤ幅方向全投影長さ LG とタイヤ周方向の全投影長さ CG との比 $LG/CG=2.5$ とする。」との技術的事項（甲4技術A）が記載されていると認定すべきである。

本件審決は、甲4記載の技術的事項がブロックパターンを前提とするものであることを捨象し、単に溝面積比率をのみを抽出し、上位概念化して甲4技術を認定したものであり、本件発明1を認識しているからなし得る後知恵であって、誤りである。

(2) 引用発明に対する甲4技術Aの適用

・阻害要因：

(ア) 引用発明は、リップパターン（トレッド溝がタイヤの円周方向に配列されたトレッドパターン）のタイヤに関するものであり、転がり抵抗の低減及び操縦安定性の確保を課題及び効果とする発明である。かかる引用発明に対し、リップパターンタイヤに比較して、転がり抵抗が大きくなる性質及び操縦安定性を低下させる性質を有するブロックパターン（溝により複数のブロックに区画されたトレッドパターン）のタイヤに関する甲4技術Aを適用すると、引用発明の上記課題及び効果に反することとなる。したがって、引用発明に甲4技術Aを適用することは、通常は想定し得ず、むしろ阻害要因がある。

(イ) 一般的に、タイヤに独立カーフを入れると、タイヤトレッドのゴムブロックの剛性が低くなり、また、多く入れ過ぎると、車両の直進安定性を悪化させることが知られている。そのため、甲4技術Aの独立カーフを、タイヤの外径が大きくタイヤの幅 SW が狭いタイヤである引用発明に採用すると、剛性が低くなり過ぎるため、横力が小さくなり過ぎて操縦安定性が悪化するという問題が生じ、引用発明の意図した操縦安定性の確保を妨げることとなる。さらに、剛性が低くなり過ぎるため、摩耗悪化の懸念もある。

したがって、引用発明に、引用発明が解決し実現しようとする課題及び効果を減ずる方向の性質を有する甲4技術Aを適用することは、通常は想定し得ず、むしろ阻害要因がある。（原告の主張）

(1) 甲4記載の技術的事項

排水性の向上のための溝面積比率に関する技術、特に、排水性の向上のために「 $GCR > GSR$ 」とする技術的事項は、多くの場合、特定の種類のトレッドパターンのタイヤに固有なものではなく、トレッドパターンの種類にかかわらず有効なものであることは、本件出願日当時の常識であった（甲66〜72）。

甲4記載の技術的事項は、排水性の向上のための溝面積比率に関するものであり、排水性の向上のために「 $GCR > GSR$ 」とする技術的事項である。そして、これらの技術的事項は、ブロックパターンであることと関連付けて説明されていない。

したがって、甲4に接した当業者であれば、上記技術常識に鑑みて、甲4に記載された「全溝面積比率を 25% とし、路面幅 T の 50% 以内の領域 W の全溝面積比率を、残りの領域の全溝面積比率の好ましくは3倍、あるいは少なくとも2倍以上かつ4倍以下とすること」が、ブロックパターンのタイヤに限定されず、他の種類のトレッドパターンのタイヤに適用したときにも、排水性の向上が奏されることを導き出すことができることは、当然である。

甲4には、ブロックパターンに特有の課題及び作用効果と解釈すべき記載はなく、後知恵には当たらない。

(2) 引用発明に対する甲4技術の適用

・阻害要因の有無：

(ア) 本件審決は、甲4から甲4技術を認定し、引用発明において、甲4技術に係る「 GSR/ GCR 」の数値を適用することが、当業者にとって格別困難ではないと判断するものであり、引用発明におけるリップパターンをブロックパターンに代えることが、当業者にとって格別困難でないというものではない。したがって、仮に、一般的に、ブロックパターンタイヤの方が、リップパターンタイヤに比べて、転がり抵抗が大きく、操縦安定性に劣る傾向があるとしても、このことは、審決の上記判断に影響するものではない。

(イ) 引用発明のように、タイヤの外径が大きく、タイヤの幅 SW が狭いタイヤに独立カーフを適用した場合、剛性の低下や操縦安定性の悪化がどの程度生じるかは、独立カーフの数や間隔等によって決まるものであり、独立カーフを適用したからといって、引用発明の意図した剛性や操縦安定性等が得られなくなるわけではない。そもそも、引用例には、独立カーフを適用すべきでない旨の記載はなく、引用発明においても、独立カーフを当然に適用できる。

(5) 裁判所の判断

・取消事由1（本件発明1の進歩性に係る判断の誤り）について

本件各発明と引用発明について、それぞれの明細書及び図面を参照して、それらの特徴を認定したうえで、取消事由1について次のとおり判断した。

(1) 甲4について

甲4には、ブロックパターンの改良に関し、耐摩耗性能を向上せしめるとともに、乾燥路走行性能、湿潤路走行性能及び乗心地性能をも向上せしめた乗用車用空気入りラジアルタイヤを提供することを目的とする発明が記載されている。

そして、タイヤ路面の幅方向センター部に路面幅の 50% 以内の領域において3本のストレート溝をタイヤ周方向に環状に設けるとともに、これらのストレート溝からタイヤ幅方向に延びる複数の副溝を配置したブロックパターンにおいて、①全溝面積比率を 25% とし、かつ、領域 W （タイヤ路面の幅方向（タイヤ径方向） FF' のセンター部における路面幅 T の 50% 以内）の全溝面積比率を残りの領域の全溝面積比率の3倍とすること、②ストレート溝aと副溝bとにより区画されたブロック1の表面に独立カーフcをタイヤ幅方向 FF' に形成すること、③ブロック1の各辺とカーフcの各辺のタイヤ幅方向 FF' 全投影長さ（ LG ）とタイヤ周方向 EE' 全投影長さ（ CG ）との比を「 $LG/CG=2.5$ 」とすることにより、良好な耐摩耗性及び乗心地性能を享受し、かつ、湿潤路運動性能も低下しないようにしたものである。

したがって、甲4には、「センター領域を含めた全ての領域が溝により複数のブロックに区画されたブロックパターンについて、①全溝面積比率を 25% とし、かつ、前記領域（タイヤ路面の幅方向（タイヤ径方向） FF' のセンター部におけるトレッド路面幅 T の 50% 以内の領域）の全溝面積比率を残りの領域の全溝面積比率の3倍となし、②前記ストレート溝と前記副溝とにより区画されたブロックに独立カーフをタイヤ幅方向に形成し、③前記ブロックの各辺と前記カーフの各辺のタイヤ幅方向全投影長さ LG とタイヤ周方向の全投影長さ CG との比 $LG/CG=2.5$ とする。」との技術的事項、すなわち、甲4技術Aが記載されていると認められる。

(2) 本件審決の認定について

本件審決は、甲4に甲4技術が記載されていると認定した。しかし、前記したとおり、甲4には、特許請求の範囲にも、発明の詳細な説明にも、一貫して、ブロックパターンであることを前提とした課題や解決手段が記載されている。また、甲4には、前記①ないし③の技術的事項、すなわち、溝面積比率、独立カーフ、タイヤ幅方向全投影長さ LG とタイヤ周方向全投影長さ CG の比に関する甲4技術Aが記載されている。

これらの記載に鑑みると、前記①ないし③の技術的事項は、甲4に記載された課題を解決するための構成として不可分のものであり、これらの構成全てを備えることにより、耐摩耗性能を向上せしめるとともに、乾燥路走行性能、湿潤路走行性能及び乗心地性能をも向上せしめた乗用車用空気入りラジアルタイヤを提供するという、甲4記載の発明の課題を解決したものと理解することが自然である。

したがって、甲4技術Aから、ブロックパターンを前提とした技術であることを捨象し、さらに、溝面積比率に係る技術的事項のみを抜き出して、甲4に甲4技術が開示されていると認めることはできない。よって、本件審決における甲4記載の技術的事項の認定には、上記の点において問題がある。

(3) 相違点1及び2の容易想到性について

引用例には、タイヤの接地領域について、タイヤ赤道面を中心として接地幅の 50% の幅を有する領域をセンター領域として、同領域よりもタイヤ幅方向外側の接地領域と区別することや、センター領域とその他の領域における各溝面積の比率、センター領域の溝面積比率をその他の領域の溝面積比率より高めることにより、タイヤ全体の溝面積比率が比較的低いことによる排水性の低下を抑制し、操縦安定性を向上させることを示す記載はなく、これらのことを示唆する記載もない。

また、甲4には、タイヤのセンター領域の溝面積比率を残りの領域の溝面積比率の3倍とすることなどを含む甲4技術Aが記載されているが、同技術は、乗用車用空気入りラジアルタイヤがブロックパターンを有することを前提とするものであって、ストレート溝と副溝とにより区画されたブロックに独立カーフをタイヤ幅方向に形成し、ブロックの各辺とカーフの各辺のタイヤ幅方向全投影長さ LG とタイヤ周方向の全投影長さ CG との比を「 $LG/CG=2.5$ 」とするという構成を併せ備えるものである。

そうすると、当業者において、タイヤ周方向に連なる陸部を備えること、すなわちリップパターンであることに技術的意義を有するタイヤである引用発明において、必然的に周方向に連なる陸部を備えないブロックパターンであることを前提とする甲4技術Aを適用する動機付けがあるといえず、むしろ、阻害要因があるというべきである。

飲食店で提供されている料理名は商標法により保護される商標になるか

文：弁理士 藤田 康文

飲食店のメニューには、店の個性を表すためにユニークな料理名が並ぶことがあります。しかし、この“料理名”が商標となり得るのかどうかは、意外と誤解されやすいポイントです。

まず前提として、飲食店で提供される料理そのものは、商標法上の「商品」には該当しません（大阪地裁の「中納言事件」昭和59年（ワ）5703号の判決）。商標法における「商品」とは、市場で流通する取引の対象となる物品を指すため、店内でその場限りで提供・消費される料理は「商品」と扱われないためです。

そのため、ユニークな料理名は、通常「飲食物の提供」という役務（サービス）に関する商標として登録されることになります。

一方で、料理をパッケージや袋に入れて持ち帰りができるようにした「弁当」や「コロッケ」などの場合、パッケージに表示された料理名は、商品を識別する商標として登録を受けることも可能です。このため、例えば以下のような区分及び指定商品、指定役務の双方にて商標登録を受けるかたちとなることが少なくありません。

料理名の商標登録例	区分及び指定商品、指定役務
商標登録番号：第 6239155 号  ※標準文字 https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/TR/JP-2019-072409/40/ja	【第 30 類】 調理済みの丼物 等 【第 43 類】 丼物を主とする飲食物の提供 等

■メニューの料理名は商標の「使用」になるのか

では、飲食店のメニューに、競合する他店の登録商標と同一のユニークな料理名を表示した場合、それは商標の「使用」に当たるのでしょうか。「料理名をメニューに書いているだけなので商標の使用ではない」という考え方が散見されます。しかし、この考え方に基づいて他人の登録商標を無断で使用する際には注意が必要です。

東京地裁の「皇朝事件」（平成26年（ワ）第11616号）の判決文を見る限り、メニュー表示が商標の「使用」と認められる可能性は十分にあります。

以下、正確性を期すために、判決文についてその趣旨を変えない範囲で引用します。

■皇朝事件の裁判例

皇朝事件は、指定役務「飲食物の提供」等に係る登録商標「皇朝」（原告商標権）等を有する原告が、中華料理店を経営する被告に対し、「皇朝小籠包」の使用の差し止め等を求めた事案となります。前記判決の「第5当裁判所の断」には、次のように記載されています。

『「皇朝小籠包」については、被告店舗で供されるメニューに表示されており、このメニュー表示は、中華料理の提供を行う被告店舗において役務の提供を受ける者の利用に供する物に標章を付する行為であり、法2条3項3号にいう商標の使用に該当するものと認められる。そうすると、被告店舗における「皇朝小籠包」とのメニュー表示は、原告商標権の侵害に当たる。』

このように、メニューへの料理名の表示であっても、商標の「使用」と判断されたケースがあることが分かります。

■飲食店経営者の方へのアドバイス

従いまして、飲食店を営営されている場合、メニューに「ラーメン」「焼きそば」など一般的な名称を表示することは問題ありませんが、ユニークな料理名を使用する際には注意が必要です。無用のトラブルを防ぐため、他人がその料理名と同一または類似の名称で商標登録を受けていないか、事前に確認することをお勧めします。

弊社では、商標調査を行い、調査結果をご報告することが可能ですので、お気軽にご相談ください。

海外の特許事情

文：弁理士 穂吉康平

中国一審査指南の改正

2025年1月1日に、専利審査指南（日本の審査基準に相当）の改正が施行されました。主な改正点は以下の通りです。

- 発明者は自然人でなければならず、人工知能（AI）は発明者たりえないと定められました。近年、各国でAI（DABUS）を発明者とする特許出願が拒絶されましたが、中国でもAIは発明者になれないことが審査指南に明記されることになりました。
- 同一の発明について特許と実用新案を同日出願

（特実併願）した場合、特許について登録を受けるためには、実用新案権の放棄が必須となりました。これまでは、特許出願の審査において発明の特許性が認められたときの対応として、特許または実用新案のいずれか一方を選択する以外にも、ダブルパテントを解消する補正によって特許と実用新案を併存させることができました。しかし、今後は後者の選択肢が無くなることになりました。

- 進歩性の判断基準として、課題の解決に寄与しない技術的特徴は、請求項に記載されていても進歩性

の判断において考慮されないことになりました。審査において進歩性欠如を指摘された場合、拒絶理由を解消するために技術的特徴を追加する補正を行うことは一般的です。しかし今後は、追加できる特徴がより制限されることになりました。

アメリカ一審査におけるインタビューの制限

2025年10月1日より、特許審査における審査官面談の運用が変更され、審査官が面談に費やす時間が、原則として出願1件あたり1時間に制限

「除くクレーム」とする補正について

文：弁理士 赤澤 高

1. はじめに

近年、特許出願における「除くクレーム」とする補正が増加しており、これに対する審査実務やユーザーからの懸念が寄せられている。今回、この「除くクレーム」とする補正に関する問題点（進歩性、新規事項の追加、明確性等）や、特許庁の考え方について、紹介する。

2. 「除くクレーム」とする補正の概要

(1) 「除くクレーム」とは

「除くクレーム」とは、請求項に記載された事項の記載表現を残したままで、請求項に係る発明に包含される一部の事項のみをその請求項に記載した事項から除外することを明示した請求項を指す。

(2) 「除くクレーム」の問題点

「除くクレーム」とする補正は、進歩性の判断、新規事項追加の判断、明確性要件違反の判断の観点で問題がある。

(3) 進歩性の判断

引用発明との重なりを除く「除くクレーム」とする補正は、引用発明に基づく新規性欠如の拒絶理由を解消し得る。

しかし、新規性欠如が解消された場合でも、進歩性については、当業者が引用発明から出発して本願発明に容易に到達する論理付けができるか否かが改めて検討される。

ここで、刊行物等の中に請求項に係る発明に容易に想到することを妨げる記載がある場合、それは「阻害要因」として考慮される。審査基準という「阻害要因」には様々な程度のものが含まれるため、「阻害要因」があることをもって直ちに進歩性が肯定されるとの誤解が生じないよう、審査基準の点検が必要である。

(4) 新規事項の追加の判断

「除くクレーム」とする補正は、出願当初の明細書等（当初明細書等）に記載した事項等との関係において、以下の類型に分類される。

- A) 特定の事項を含まないという技術的事項が、当初明細書等に明示的に記載されている場合
新たな技術的事項を導入しないため、許される。
- B) 特定の事項を含まないという技術的事項が、当初明細書等の記載から自明な事項といえる場合
新たな技術的事項を導入しないため、許される。
- C) 特定の事項を含む場合には第 29 条第 1 項柱書の要件を満たさない又は第 32 条に規定する不特許事由に該当する場合
新たな技術的事項を導入しないことが明らかであるため、許される。
- D) 類型 A～C のいずれにも該当しない場合
新たな技術的事項を導入するものではない場合には、許される。

上記した内容の詳細につきましては、特許庁のホームページを御覧ください。

出典元：https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun_wg/18-shiryoku.html

請求項に係る発明が引用発明と重なるために新規性等（第 29 条第 1 項第 3 号、第 29 条の 2 又は第 39 条）が否定されるおそれがある場合に、その重なりのみを除く補正は、「新たな技術的事項を導入するものではないので、許される」とされる。

ただし、この補正により特許を受けることができる発明は、引用発明と技術的思想としては顕著に異なり、本来、進歩性を有するが、たまたま引用発明と重なるような発明であるとされる。

審査基準 3.3.1(4) の記載については、(i) や (ii) が判断基準であるかのような誤解や、引用発明と技術的思想が顕著に異なる発明ではない場合でも (i) に該当すると誤解される懸念があるため、審査基準の見直しが予定されている。

(5) 明確性違反の判断

「除くクレーム」は、範囲を曖昧にし得る表現であるため、明確性要件違反となる場合がある。例えば、「除く」部分が請求項に係る発明の大きな部分を占める場合、または、拒絶理由通知で引用された文献中の表現を借りて記載され、当該文献の内容を確認しないと内容が明確に把握できない場合などが挙げられる。

明確性要件については、現在の審査基準の考え方で対応可能であり、審査ハンドブックにおいて留意点等の説明が追加される予定である。

(6) 出願人の留意事項

出願人は、「除くクレーム」とする補正をしようとする場合、補正箇所を明示し、補正の根拠となった当初明細書等の記載箇所を示した上で、補正が当初明細書等に記載した事項の範囲内のものであることを説明することが求められる。

3. まとめ

「除くクレーム」とする補正は、拒絶理由の解消に有効な手段となり得るが、進歩性、新規事項の追加、および明確性といった特許要件への適合性について、慎重な検討が不可欠である。

特許庁は、これらの要件に関する審査の考え方を明確化し、誤解を解消するための審査基準の点検や、審査ハンドブックにおける留意事項の説明追加を進めている。

出願人には、補正の妥当性、特に当初明細書等に記載した事項の範囲内であることについて、明確かつ十分な説明責任が求められる。この説明が不足すると、補正が認められないだけでなく、将来的な特許の無効事由にもつながり得るため、注意が必要である。

されるようになりました。

アメリカでは、ここ数年、特許審査の滞りが増加傾向であり、今回の運用変更も、審査負担を減らすための様々な取り組みの一つです。アメリカの特許審査では審査官面談が多用されていますが、昨年の AFCP2.0 廃止に続く今回の運用変更により、審査官面談がますます利用しづらくなりました。複数回の面談を行うには RCE を行う必要があり、相当のコストが発生するため、審査の戦略を見直す必要があるかも知れません。

インドネシア

特許発明の実施報告義務を巡り混乱

2024 年 10 月 28 日にインドネシア特許法が改正され、特許権者に、インドネシア国内での特許発明の実施状況に関する報告書の提出が義務付けられました。初回の提出期限は 2025 年 12 月 31 日になるはずですが、インドネシア知的財産局からは実施報告書のフォームが公表されたのみで、その他のアナウンス等はなく、施行規則等も未施行のため、提出の要否や期限を巡って混乱しています。

インドネシア特許は、放棄案件の出願維持年金を巡っても混乱が生じたことがあり、注意が必要な国の一つです。弊所でも引き続き情報収集を行い、状況に進展がありましたらお知らせいたします。

ちなみに、他に特許発明の実施報告が要求される国としては、インドとトルコが挙げられます。しかし、実施報告を要求する国は少数であり、それらの国でも手続や罰則が緩和される方向であることから、インドネシアの法改正は異例とも言えます。

1 はじめに

バンドスコアとは、バンドミュージックについて、ボーカル、ギター、キーボード及びドラム等のパートに係る演奏情報が全て記載されている楽譜のことです。バンドスコアは、著作権法6条所定の著作物に該当しないものと解されていますが、その制作には、バンドミュージックの楽曲（原曲）の演奏を聴音して、それを楽譜に書き起こすという作業（採譜）が必要であり、これらの作業には相応の労力や技能を要します。そのため、他人が制作したバンドスコアを模倣してバンドスコアを制作し販売等（インターネット上に無料で公開し広告収入を得る行為を含みます。以下同じ。）をする行為については、不法行為が成立するものと解されています。

とはいえ、バンドスコアには、原曲に近付けて演奏できることを目的として制作されるものであるため、その表記内容の類似性から、直ちに模倣性を認定できません。そのため、バンドスコアの模倣性の判断基準及びその具体的判断が問題となります。この点、東京地裁令和3年9月28日判決（以下「一審判決」といいます。注1）と東京高裁令和6年6月19日判決（以下「控訴審判決」といいます。注2）とで異なった判断が示されましたので、以下、検討したいと思います。

2 一審判決

一審判決は、原告会社が先行公開したバンドスコア（原告スコア）について、特に、原告による独自の表記や、明らかな誤りが一致しているなど、被告会社が原曲から独自に採譜した場合にはおよそ一致していることが有り得ない表記が一致している場合には、被告会社が原告スコアを模倣したと認められる旨判示した上で、原告会社の請求を棄却しました。

3 控訴審判決

控訴人判決は、①被控訴人会社が控訴人スコアを模倣したか否かについての具体的な判断基準を判示した上で、「模倣主張楽曲」について、被控訴人会社による控訴人スコアの模倣を認めるとともに、②被控訴人会社が控訴人スコアを入手し、これをあらかじめ採譜者に送付して被控訴人スコアを制作していた楽曲（本件楽曲）である限り、模倣性につき個別具体的な立証がない楽曲も含めて、被控訴人会社は控訴人スコアを模倣したものと推認する旨判示し、被控訴人の請求を一部認容しました。

4 検討

模倣性の判断基準について、控訴審判決は、控訴人スコアの明らかな誤りやその特有の表記が被控訴人スコアに引き継がれている場合又は演奏ポジションが一致している場合には、模倣性が強く推認されるなどと判示している点など、基本的な考え方においては、一審判決と共通するところが多いといえます。しかし、控訴審判決は、一審判決と比べて、詳細に考慮要素を列挙した上で、その具体的判断においても、判断基準に忠実かつ厳格に評価を加え、具体的な検討対象となった「模倣主張楽曲」全てについて、被控訴人会社による控訴人スコアの模倣を認めました。この点、原曲に近付けて演奏できることを目的として制作されるという特徴を有するバンドスコアを、著作権法6条所定の著作物に近いものとして捉えるかについての、裁判所の評価の相違が反映したものと考えられます。

さらに、控訴審判決は、上記3②のとおり、控訴人が模倣を主張した「本件楽曲」全てについて、被控訴人会社は控訴人スコアを模倣したものと推認する旨判示して、被控訴人の請求を一部認容しました。上記の推認については、先行公開されたバンドスコアを参考にしてバンドスコアを制作する行為を、「フリーライド」として否定的に捉える価値判断が表れているものと思われます。

（注1） <https://bunkyo-hongo.com/2025/11/16/titekizaisan-20250928/>

（注2） <https://bunkyo-hongo.com/2025/11/17/titekizaisan-20240619/>

専門性の高いサービス群



「特許発、光陽経由、未来行き」

あなたのビジネスをサポートする
スペシャリスト集団です

光陽は多様な技術分野をカバーする最先端の特許技術者集団を擁しています。その中から専任された技術専門家として弁理士、弁護士が種々の技術分野に亘る内外国特許出願、審判事件、特許侵害事件、鑑定等に対応します。

- 特許調査 弊所の独自ロジックによる最適なデータベースの組み合わせを用いたハイクオリティな先行技術調査をご提供しております。
- 契約係争関係 特許侵害、審決取消訴訟代理、各種交渉などの係争業務を承っております。
- 出願業務 国内特許出願、外国特許出願、意匠出願、商標出願、実用新案登録出願などの出願代理業務全般を承っております。
- 中間業務 国内出願の中間業務、外国出願の中間業務、内外出願の中間業務を承っております。
- コンサルティング ビジネスプランと各種知的財産権を効果的に生かす戦略プランなどのコンサルティング業務をご提供しております。
- 法務業務 法律業務（その他係争関係） 交渉、訴訟、調停等、事案の性質に応じた手続きを選択し、満足度の高い紛争解決を目指します。

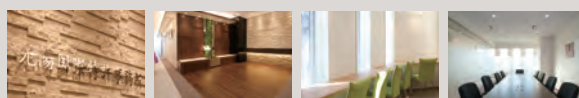
事務所概要

Office

お客様の発展に役立つ事、
それが私たちの使命です。



所長弁理士 荒船 博司



- 事務所名 光陽国際特許事務所
光陽国際特許法律事務所
- 英文名称 Koyo International Patent Firm
- 所在地 〒100-0006
東京都千代田区有楽町1-1-3東京宝塚ビル17階
- TEL 03-5251-5721 (代表)
- FAX 03-5251-5727
- 代表弁理士 荒船 博司
- 設立 昭和56年6月
- 従業員数 (http://www.koyo-patent.co.jp 参照)
- 弁理士数 (同上)
- 弁護士数 (同上)
- 業務内容 知的財産権(特許・実用新案・意匠・商標)に関する出願、その他手続きの代理。国内および諸外国の顧客の依頼による日本国および諸外国の特許庁に対する諸手続きの、直接あるいは間接的な代行。
民事、商事、家事等に関する係争処理。紛争予防のための法律相談、契約書の作成・審査等。

<事務所沿革>

- 昭和56年6月 前身の事務所を千代田区神田に開設
- 昭和60年3月 業務拡張のため、新宿区市ヶ谷に移転
- 平成元年4月 光陽国際特許事務所に改称
- 平成2年10月 業務拡張のため、新宿区神楽坂に移転
- 平成11年1月 業務拡張のため、新宿区岩戸町に移転
- 平成14年11月 光陽国際特許法律事務所に改称
- 平成22年8月 特許業務法人 光陽国際特許事務所を設立
- 平成24年10月 業務拡張のため、千代田区有楽町に移転
- 令和4年11月 弁理士法改正に伴い、弁理士法人 光陽国際特許事務所に改称

<東京宝塚ビル アクセス>

- ◆ JR JR 有楽町駅 (日比谷口) 徒歩 5 分
- ◆ 東京メトロ 日比谷線 日比谷駅 (A5 出口) 徒歩 3 分
千代田線 日比谷駅 (A13 出口) 徒歩 2 分
- ◆ 都営地下鉄 三田線 日比谷駅
(千代田線連絡口経由 A13 出口) 徒歩 6 分

銀座界限

てくてく
グルメ



光陽の近くにある人気のグルメスポットに行ってみました！



MAP

帝国ホテル 東京 パークサイドダイナー

帝国ホテル 東京 本館 1 階



サバティニー・ディ・フィレンツェ 東京店

ヒューリックスクエア東京 3F

帝国ホテル 東京 パークサイドダイナー

電話：03-3539-8046



住所：〒100-8558 東京都千代田区内幸町 1-1-1

帝国ホテル 東京 本館 1 階

帝国ホテル 東京の「パークサイドダイナー」は、格式あるホテルの中にありながら、どこか懐かしく温かみのある雰囲気の魅力のオールデイダイニングです。アメリカンスタイルのダイナーを思わせる赤いソファやモダンなインテリアの中で、伝統の味をカジュアルに楽しめます。

ホテル特製の「野菜カレー」(3,200円/スモールサイズ2,500円)は、野菜の旨みとやさしいスパイスが絶妙で、黒柳徹子さんと森光子さんにも愛された逸品として知られています。ミニサイズで食後のデザートにも最適な「1ドル銀貨パンケーキ」(2,200円)は、上品な甘さとふんわりとした食感が魅力。ランチタイムには週替わりで内容が変わる「パークサイドランチ」(平日3,500円/土日祝3,700円(追加スープ+300円))を味わうことができます。

メインディッシュは魚料理または肉料理から選ぶことができ、この日は「メカジキの黄金焼きトマトとバジルソース」と「ポークステーキローズマリーとバレルサミソース」の2種類が提供されていました。

明るく開放的な空間で、歴史と上質さに包まれたひとときを過ごしてみたいいかがでしょうか。

■営業時間 6:30～22:00 (ラストオーダー 21:30)

サバティニー・ディ・フィレンツェ 東京店

電話：03-6263-9390 (予約受付時間 11:00-21:00)



住所：〒100-0006 東京都千代田区有楽町 2 丁目 2-3

ヒューリックスクエア東京 3F

「サバティニー・ディ・フィレンツェ 東京店」に伺いました。銀座駅を出てすぐのヒューリックスクエア東京3F、大通りに面したアクセス良好な場所にあります。フロアに足を踏み入れた瞬間から広がるエレガントな空間の中、ゆっくりとランチコースA(6,600円)をいただきました。

前菜の牛肉のカルパッチョはルッコラとチーズがふんわりと盛り付けられ、赤・緑・白に彩られた冬の庭園のような華やかさと美味しさで、1品目から早速気分が高揚。次にいただいた黒毛和牛のラグーソースのパスタは、口に運ぶ度にじっくり煮込まれたお肉の旨みが広がり、何ともしも上品な味でした。

上質な牛肉を存分に味わったところで、メインには鯛のソテーをチョイス。濃厚なバーニャウダソースを絡めていただく白身は至高の一言で、添えられた季節のお野菜も本当に美味しかったです(特に人参が絶品!)。そして、デザートは豊富な種類から2種選べるという贅沢さ。梨のコンポートとガトーショコラをいただきましたが、どちらもしっとり濃厚な甘みが堪りませんでした。

スタッフの皆様のサービスも温かく丁寧で時間の経過を感じさせませんでした。食後にコーヒーを飲み終えてふと時計を見ると、あっという間に時間が経っており驚きました。お腹も心も満たされ、また来たい!と思わずにはいられない素敵なお店、銀座にいらした際はぜひぜひお立ち寄りください。

■営業時間 ランチ 11:30～15:00 (LO 14:00)
ディナー [月～土] 17:30～22:00 (LO 20:30/コース LO 20:00)
[日・祝] 17:30～21:30 (LO 20:00/コース LO 19:30)

■定休日 元旦・ビルの休館日



KOYO

光陽国際特許事務所

光陽国際特許事務所 Koyo International Patent Firm

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-1-3 東京宝塚ビル 17 階

TEL: 03-5251-5721 (代表) FAX: 03-5251-5727

URL: <http://www.koyo-patent.co.jp>